

村上商工会議所特定退職金共済規程

第1章 総則

第1条(目的)

この規程は、村上商工会議所(以下「商工会議所」という。)が、商工業者の相互扶助の精神に基づき、商工業者の従業員について実施する退職金共済の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

第2条(定義)

この規程で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

- 2 この規程で「退職金共済契約」とは事業主が商工会議所に掛金を納入することを約し、商工会議所が、その事業主の雇用する従業員の退職について、この規程に定めるところにより退職給付金等を支給することを約する契約をいう。
- 3 この規程で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。
- 4 この規程で「被共済者」とは、退職金共済契約により、商工会議所がその者の退職について退職給付金等を支給すべき者をいう。
- 5 この規程で「基本掛金」とは、退職金共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払い込む掛金をいう。
- 6 この規程で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間(過去勤務期間が10年を超える場合には、10年とする。ただし、本条第10項の過去勤務一括掛金に係るものを除く。)をいう。
- 7 この規程で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職給付金等の額の計算に含める期間をいう。
- 8 この規程で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金月額をいう。
- 9 この規程で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間および運用収益(過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間および既に払い込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積もられた金額。)をもとに計算される額をいう。(次項の過去勤務一括掛金を含む。)
- 10 この規程で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される額、および所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体(所得税法施行令第73条第1項の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下、同じ。)より引き渡される資産総額に相当する額をいう。
- 11 この規程で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職給付金に相当する額をいう。
- 12 この規程で「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、および所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職給付金に相当する額をいう。
- 13 この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

第2章 退職金共済契約の成立等

第3条(契約の締結)

商工会議所の地区内に事業所を有する者(以下「事業主」という。)でなければ退職金共済契約(以下「共済契約」という。)を締結することができない。ただし、商工会議所が特別の事情があると認める者についてはこの限りではない。

- 2 事業主は、つぎの各号に掲げる者を除き、すべての従業員について共済契約を締結しなければならない。
 - (1) すでにこの共済契約の被共済者である者
 - (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
 - (3) 加入事業主である個人、もしくはこれと生計を一にする親族
 - (4) 加入事業主である法人の役員(使用人兼務役員を除く。)
- 3 前項の定めにかかわらず、つぎの各号に掲げる者は、加入させなくてもよいものとする。
 - (1) 期間を定めて雇われている者
 - (2) 季節的な仕事のために雇われている者

- (3) 試用期間中の者
- (4) 非常勤の者
- (5) 休職中の者

4 契約の締結にあたっては、基本掛金、過去勤務掛金の額または退職給付金等の額について加入事業主又は被共済者のうち、特定の者について不当に差別的な取扱をしてはならない。

第4条(掛金)

共済契約は、被共済者ごとに基本掛金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。

- 2 基本掛金および過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。)は、共済契約者である事業主が全額を負担しなければならない。
- 3 基本掛金月額は、1口1,000円とし、被共済者1人につき30口30,000円まで加入できるものとする。
- 4 過去勤務通算月額は、1口1,000円で22口を限度とし、当該月額は、過去勤務期間の通算申込時における基本掛金月額の金額を超えてはならないものとする。ただし、過去勤務一括掛金を除く。
- 5 掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額(これらの運用による利益を含む。)は共済契約者である事業主に返還しない。

第5条(契約の申込)

共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ、被共済者の氏名および基本掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えて、毎月1日から20日までに商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 申込金は、申込をした月の翌月の掛金に充当する。

第6条(加入日および契約の成立)

商工会議所が、この共済契約の申込を承諾したときは、申込をした月の翌月1日において成立するものとし、かつその日から効力を生ずる。

- 2 商工会議所は、共済契約の成立後、遅滞なく共済契約者を通じて被共済者に「退職金共済制度被共済者証」(以下「被共済者証」という。)を交付するものとする。
- 3 共済契約の申込の承諾の通知は、被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。
- 4 共済契約が成立したときは、共済契約者は遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

第3章 基本掛金の払込

第7条(基本掛金の払込)

共済契約者は、被共済者の加入日の属する月(以下「加入月」という。)から、被共済者が退職(死亡退職を含む。)した日、または共済契約が解除された日の属する月まで、各月分の基本掛金を毎月払い込まなければならない。

- 2 第2回目以降の基本掛金(加入月の翌月分以降の掛金をいう。)は、翌月分を当月の20日までに別途定める方法により商工会議所に払い込むものとする。

第4章 退職給付金等の支給

第8条(退職給付金の支給)

商工会議所は、被共済者が退職したときはその者に退職給付金を支給する。ただし、つぎの各号に該当するときは、それぞれつぎに定めるところによる。

- (1) 被共済者の申出により第26条を適用する場合は、商工会議所は当該引継退職給付金を支給しない。
 - (2) 被共済者の申出により第27条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。
 - (3) 被共済者の申出により第28条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す。
- 2 退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。
 - 3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合は、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額
 - (2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

第9条(年金の支給)

商工会議所は、被共済者が10年以上にわたりこの共済に加入し退職したときは、その者に対して本人の申出により第8条に定める退職給付金に代え、別表Ⅲにより算出される10年を支給期間とした年金を支給する。

- 2 前項による年金受給者が、当該年金受給中に死亡した場合は、その遺族に対して残余期間の年金に代え、未支払年金現価相当額を一時金で支給する。

第10条(遺族給付金の支給)

商工会議所は、被共済者が死亡により退職したときは、その遺族に遺族給付金を支給する。

- 2 遺族給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。
- 3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合には、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額
 - (2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

第11条(遺族の範囲および順位)

第9条および第10条に定める遺族は、つぎの各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 遺族給付金、あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の実父母の順とする。
 - 3 前項の規定により、遺族給付金あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の同順位者が2人以上あるときは、その金額は、その人数によって等分して支給する。

第12条(退職給付金の減額)

商工会議所は、被共済者がその責に帰すべきつぎの各号の一つに該当する事由により退職し、かつ共済契約者の申出があった場合においては、退職給付金(第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く)を減額して支給する。

- (1) 窃取、横領、傷害、その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉もしくは信用を著しく損し、または職場規律を著しく乱したとき。
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱し、または雇用関係に関し、著しく信義に反する行為があったとき。
- 2 前項に定める退職給付金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、商工会議所は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。
 - 3 第1項の退職給付金減額の事由および第2項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

第13条(退職給付金減額の申出)

共済契約者は、前条第1項の申出をするときは、つぎに掲げる事項を記載した退職給付金減額申出書を商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名または名称および住所
 - (2) 被共済者の氏名
 - (3) 減額の理由となる退職事由
 - (4) 減額すべき額
- 2 商工会議所は、前条第1項に定める退職給付金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

第14条(支給手続)

共済契約者は、被共済者が退職したときは、つぎの書類を商工会議所に提出して、その旨遅滞なく届け出ることを要し、被共済者が第26条、第27条第3項および第28条第2項の適用を受けることとなる場合を除き、同時に被共済者は共済契約者を通じて退職給付金を請求するものとする。

- (1) 退職通知書
 - (2) 給付金請求書
 - (3) その他商工会議所が必要とする書類
- 2 年金は、受給資格取得後の支払期日より支給する。
 - 3 給付金は、受給手続終了後遅滞なく支給する。

第5章 過去勤務期間の通算

第15条(過去勤務期間の通算の申込等)

事業主は、被共済者となるべき従業員(既に被共済者となっている者を含む。)について、過去勤務期間を退職給付金等の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間および過去勤務通算月額を定め、商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 前項の申込をする事業主は、従業員が被共済者として適格である者のすべてについて行わなければならない。
- 3 過去勤務通算期間に年未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て、年単位とする。
- 4 第1項の申込は、共済契約の締結時に限るものとする。
- 5 第1項の申込およびその効力については、第5条および第6条の定めを準用する。
- 6 過去勤務通算期間および過去勤務通算月額は商工会議所が申込を受諾した後は変更することはできない。

第16条(過去勤務掛金の払込および払込期間)

事業主が第15条に基づく過去勤務期間の通算の申込を行った場合は、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間の月数(過去勤務通算期間が5年未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数とする。)で均分した額を過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。)として毎月払い込まなければならない。この場合、過去勤務掛金の払込にあたっては、第4条に定める掛金と同時に払い込むこととする。

- 2 前項にかかわらず、被共済者が当該5年を経過する日前に退職をすることとされているときは、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。
- 3 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職(死亡退職を含む。)したとき、または共済契約が解除された場合は、その退職または解除の日の属する月まで過去勤務掛金を払い込むものとする。
- 4 過去勤務一括掛金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して引渡を受けるものとする。
- 5 前項の過去勤務一括掛金のうち、所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体より引き渡される資産総額に相当する額については、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちにこの共済契約の共済契約者になっていること。
- (2) この共済契約の共済契約者となった後、直ちに商工会議所を経由して当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。
 - ① 申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
 - ② 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を商工会議所に引き渡すことを申し出る旨
 - ③ 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が当該他の特定退職金共済団体との共済契約の解除をした年月日
 - ④ 商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を商工会議所と締結した年月日
 - ⑤ その他参考となるべき事項

第17条(退職給付金の支給の特例)

過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。)の払込が完了した被共済者の第8条第2項に定める額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第8条第2項に定める額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅴ-2に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じ

て算出される額を加算した額とする。

- 2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第8条第2項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
 - (2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

第18条(年金の支給の特例)

過去勤務掛金の払込が完了した被共済者については、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間が10年以上であれば、本人の申出により第17条に定める退職給付金に代え、別表Ⅲにより算出される10年を支給期間とした年金を支給する。

第19条(遺族給付金の支給の特例)

過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。)の払込が完了した被共済者の第10条第2項に定める額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第10条第2項に定める額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅴ-2に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて算出される額を加算した額とする。

- 2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第10条第2項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
 - (2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

第6章 契約の解除

第20条(契約の解除)

商工会議所または共済契約者は、本条第2項、第3項または第4項に定める場合を除いては、共済契約を解除することができない。

- 2 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。
 - (1) 共済契約者が、第7条および第16条に定める掛金の払込を怠ったとき。ただし、商工会議所が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。
 - (2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に關与していることが認められるとき。
- 3 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。
 - (1) 被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。
 - (2) 被共済者が、第3条第2項第3号および第4号に該当する者となったとき。
 - (3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職給付金、遺族給付金、年金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき。
 - (4) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に關与していることが認められるとき。
- 4 共済契約者は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除することができる。
 - (1) 被共済者の同意を得たとき。
 - (2) 掛金の払込を継続することが著しく困難であると商工会議所が認めるとき。
 - (3) 商工会議所が他の特定退職金共済団体との間に所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるとき。
- 5 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 6 第2項の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

第21条(契約解除の手續)

商工会議所は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付してその旨を共済契約者に通知するものとする。

- 2 共済契約者は、前条第3項第1号、第2号ならびに第4項第1号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を証する書類を添え、商工会議所に通知しなければならない。
- 3 共済契約者は、前条第4項第2号の定めにより共済契約を解除するときは、同号に掲げる事情がある

ことを証する書類を添え、その旨を商工会議所に申し出なければならない。

4 共済契約者は、前条第4項第3号に該当する場合は、その旨を商工会議所に申し出るとともに、当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者となった後、直ちに当該他の特定退職金共済団体を經由して商工会議所へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。

- (1) 申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
- (2) 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すことを申し出る旨
- (3) 商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が商工会議所との共済契約の解除をした年月日
- (4) 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を当該他の特定退職金共済団体と締結した年月日
- (5) その他参考となるべき事項

第22条(解約手当金)

共済契約が解除されたときは、商工会議所は被共済者に解約手当金を支給する。ただし、前条第4項に該当する場合は、当該解約手当金を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。

- 2 解約手当金の額は、第8条に定める退職給付金の額(過去勤務期間を通算した被共済者については、第17条により計算される金額。)と同額とする。
- 3 第20条第3項第3号の定めにより共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、前項の定めにかかわらず解約手当金(第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く。)は支給しない。
- 4 商工会議所は、前項の特別の事情がある場合は、解約手当金(第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く。)の額を減額して支給する。
- 5 商工会議所は、前項により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情および減額すべき金額について、退職金共済審査会の議を経なければならない。

第7章 加入口数の変更

第23条(加入口数の変更)

商工会議所は、共済契約者から加入口数の増口の申込があったときは、被共済者1人につき増口後の口数30口を限度として、これを承諾するものとする。ただし、第2項の減口を行った場合については、減口を行った時点での事由が解消した場合に限るものとする。

- 2 減口については被共済者の承諾および事情を明らかにした書類を添付し、商工会議所が認めた場合に限るものとする。
- 3 加入口数変更の時期は、毎月1日に限るものとし、将来に向かって効力を生じるものとする。

第24条(加入口数の変更の手續)

共済契約者は、加入口数変更の申込をするときは、被共済者の氏名および変更する加入口数を明らかにし、商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 第6条の定めは、加入口数の変更について準用する。

第25条(加入口数変更による給付額の算出方法)

加入口数の変更による給付額は、変更分口数について、口数変更時からの加入期間により第8条、第9条および第10条に定める方法に準じて算出する。

第8章 退職金共済制度内における通算

第26条(退職金共済制度内における通算)

商工会議所は、退職した被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職給付金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

- (1) 退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 共済契約者を經由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および被共済者証の写しを提出すること。
 - ① 当該申出をする被共済者の氏名および住所
 - ② 当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する共済契約者の氏名または名称および住所
 - ③ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者(当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者(共済契約者であった者を含む))の氏名または

名称および住所

④ ③における退職の年月日

第9章 他の退職金共済制度との通算

第27条(他の特定退職金共済制度との通算)

商工会議所は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第73条第1項第8号八に規定する契約を締結している場合において、つぎに定めるところにより、退職給付金に相当する額を受け入れ、および引き渡す。

2 受入は以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。

- (1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および当該他の特定退職金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号八に規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。

- ① 当該申出をする被共済者の氏名および住所
- ② 当該申出をする被共済者に係る商工会議所の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所
- ③ 商工会議所の名称および所在地
- ④ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者(当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号八の規定に従い同号八に規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る当該他の特定退職金共済団体の共済契約者(共済契約者であった者を含む))の氏名または名称および住所
- ⑤ ④における退職の年月日

3 引渡は以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。

- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
 - (2) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
 - (3) 当該他の特定退職金共済団体を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号八に規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。
- ① 当該申出をする被共済者の氏名および住所
 - ② 当該申出をする被共済者に係る当該他の特定退職金共済団体の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所
 - ③ 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地
 - ④ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者(当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号八の規定に従い同号八に規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る商工会議所の共済契約者(共済契約者であった者を含む))の氏名または名称および住所
 - ⑤ ④における退職の年月日

第28条(中小企業退職金共済制度との通算)

商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

- (1) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
 - (2) この共済契約の被共済者であること。
 - (3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ通算の申出書および中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること。
- 2 商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第30条第1項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職給

付金に相当する額を引き渡す。

- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会議所へ通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第30条第1項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること。

第10章 管理

第29条(退職金共済の事務)

退職金共済事業に関する事務は、商工会議所事務局において取扱う。

第30条(会計処理)

商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、退職金共済事業特別会計とし、他の経理と区分して処理する。

第31条(資産の運用)

商工会議所は、自己を契約者および受取人、被共済者を被保険者として、生命保険会社との間に新企業年金保険契約を締結し、掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額から退職金共済事業を行う商工会議所の事務に要する経費として、通常必要な金額を控除した残額を新企業年金保険契約に基づく保険料として払い込み、その運用を委託する。

- 2 前項の保険契約の積立金は、これを担保に供したり、また貸し付けたりすることができない。

第32条(退職金共済審査会)

商工会議所に退職金共済審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、この規程において審査会の権限として定めている事項について審査する。
- 3 審査会の委員は、商工会議所会頭が委嘱する。

第11章 雑則

第33条(加入期間の計算)

退職給付金等の計算基準となる加入期間は、掛金の払込開始月から起算し、掛金の最終払込月までとする。

第34条(退職給付金等の端数処理)

退職給付金等の計算において、円未満の端数が生じたときは、円未満を四捨五入する。

第35条(譲渡・担保の禁止)

この契約に基づく給付を受ける権利は、これを譲渡し、または、担保の目的に供することはできない。

第36条(報告等)

商工会議所は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

- 2 共済契約者は、その氏名、名称もしくは住所または被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会議所に届け出なければならない。
- 3 共済契約者は、第20条第3項第1号、第2号および第3号に該当する事実が発生したときは遅滞なくその旨を商工会議所に通知しなければならない。

第37条(退職給付金等の返還)

偽りその他の不正行為により退職給付金および解約手当金の支給を受けた者がある場合は、商工会議所は、その者から当該金額を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明または届出によるものであるときは、商工会議所は、その者に対して支給を受けた者と連帯して、当該金額を返還させる。

第38条(規程の変更および廃止)

この規程の変更および廃止については、商工会議所常議員会の議を経なければならない。

- 2 現在の金利水準が将来変更を生じ、この退職金共済事業に影響を与える場合には、商工会議所常議員会の議を経て、別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額を改訂するものとする。

付 則

第1条(実施時期)

この規程は、昭和48年4月1日から実施する。

第2条(過去勤務期間の通算の経過措置)

平成12年8月1日現在(過去勤務期間の通算規定実施日)、共済契約を締結している事業主にあつては、第15条第4項にかかわらず、過去勤務期間の通算規定実施日以後2年以内の期間に限り、過去勤務期間の通算の申込をすることができるものとする。この場合、過去勤務掛金は当該被共済者の基本掛金の既払込期間に応じ、第4条第4項の定めに基づいて計算された別に定める額とする。

2 過去勤務通算月額が共済契約締結時の基本掛金月額を超える場合の第8条第2項に定める退職給付金の額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

- (1) 当該超える金額に係る過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき当該超える金額に係る過去勤務通算月額に応じて算出される額に、過去勤務掛金の払込完了の日の翌月から退職時までの経過期間に応じ所定の利息を付した額
- (2) 共済契約締結時の基本掛金月額を過去勤務通算月額として第17条第1項により算出された退職給付金の額

第3条(加入口数の減口の実施時期)

平成7年4月1日

第4条(別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額改訂に伴う経過措置)

別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額の改訂をしたことに伴い、当該改訂日(以後「改訂日」という。)前の被共済者については、経過措置を設けるものとする。

2 「第4章退職給付金等の支給」に関する経過措置

- (1) 退職給付金等の額は、第8条第2項の定めにかかわらず、つぎに定める額を合算して得た額とする。
 - ① 加入月(または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。)から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額(引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。)に改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額
 - ② 改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
- (2) 遺族給付金の額は、第10条第2項の定めにかかわらず前号の額に基本掛金1口について10,000円を加算した額とする。
- (3) 年金の額は、第9条の定めにかかわらず、前第1号に基づいて算出した額とする。

3 「第5章過去勤務期間の通算」に関する経過措置

第17条、第18条および第19条の定めにかかわらず、つぎの取扱を行なうものとする。

- (1) 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者の退職給付金の額は、つぎに定める額を合算して得た額とする。
 - ① 加入月(または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。)から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額(引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。)に、改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額
 - ② 改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
- (2) 過去勤務掛金を払込中の被共済者の退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に応じて、前項に基づいて算出した額に、つぎの金額を加算した額とする。
 - ① 過去勤務掛金の払込月(または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。)から改訂日前日の月までの過去勤務掛金の払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額を改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額
 - ② 過去勤務掛金の改訂月から退職月までの過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額
- (3) 遺族給付金の額は、前第1号または前第2号の額に基本掛金1口について10,000円を加算した額とする。
- (4) 年金の額は、前第1号または前第2号に基づいて算出した額とする。

第5条(別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額改訂の実施時期)

平成6年4月1日

平成8年4月1日

平成12年2月1日

平成15年6月1日

令和2年4月1日

第6条(退職金共済制度内における通算の実施時期)

平成12年6月1日

第7条(改訂の実施時期)

この規程は、平成25年5月28日から一部改訂実施する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改訂実施する。

退職給付金額表

(払方：月払

掛金：1,000円)

別表 I

(単位：円)

年/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	910	1,820	2,730	3,640	4,550	5,460	6,370	7,290	8,200	9,110	10,030	10,940
1	11,850	12,770	13,680	14,600	15,510	16,430	17,340	18,260	19,180	20,090	21,010	21,930
2	22,840	23,760	24,680	25,600	26,520	27,440	28,360	29,280	30,200	31,120	32,040	32,960
3	33,880	34,800	35,720	36,640	37,570	38,490	39,410	40,340	41,260	42,180	43,110	44,030
4	44,960	45,880	46,810	47,730	48,660	49,590	50,510	51,440	52,370	53,300	54,220	55,150
5	56,080	57,010	57,940	58,870	59,800	60,730	61,660	62,590	63,520	64,450	65,390	66,320
6	67,250	68,180	69,120	70,050	70,980	71,920	72,850	73,780	74,720	75,650	76,590	77,530
7	78,460	79,400	80,340	81,270	82,210	83,150	84,090	85,020	85,960	86,900	87,840	88,780
8	89,720	90,660	91,600	92,540	93,480	94,420	95,370	96,310	97,250	98,190	99,140	100,080
9	101,020	101,970	102,910	103,860	104,800	105,750	106,690	107,640	108,580	109,530	110,480	111,420
10	112,370	113,320	114,270	115,210	116,160	117,110	118,060	119,010	119,960	120,910	121,860	122,810
11	123,760	124,710	125,670	126,620	127,570	128,520	129,480	130,430	131,380	132,340	133,290	134,250
12	135,200	136,160	137,110	138,070	139,030	139,980	140,940	141,900	142,850	143,810	144,770	145,730
13	146,690	147,650	148,610	149,560	150,530	151,490	152,450	153,410	154,370	155,330	156,290	157,250
14	158,220	159,180	160,140	161,110	162,070	163,040	164,000	164,960	165,930	166,900	167,860	168,830
15	169,790	170,760	171,730	172,690	173,660	174,630	175,600	176,570	177,540	178,510	179,480	180,450
16	181,420	182,390	183,360	184,330	185,300	186,270	187,250	188,220	189,190	190,160	191,140	192,110
17	193,090	194,060	195,040	196,010	196,990	197,960	198,940	199,910	200,890	201,870	202,850	203,820
18	204,800	205,780	206,760	207,740	208,720	209,700	210,680	211,660	212,640	213,620	214,600	215,580
19	216,560	217,550	218,530	219,510	220,500	221,480	222,460	223,450	224,430	225,420	226,400	227,390
20	228,370	229,360	230,350	231,330	232,320	233,310	234,300	235,290	236,270	237,260	238,250	239,240
21	240,230	241,220	242,210	243,200	244,200	245,190	246,180	247,170	248,160	249,160	250,150	251,140
22	252,140	253,130	254,130	255,120	256,120	257,110	258,110	259,100	260,100	261,100	262,090	263,090
23	264,090	265,090	266,090	267,080	268,080	269,080	270,080	271,080	272,080	273,080	274,090	275,090
24	276,090	277,090	278,090	279,100	280,100	281,100	282,110	283,110	284,120	285,120	286,130	287,130
25	288,140	289,140	290,150	291,160	292,160	293,170	294,180	295,190	296,200	297,200	298,210	299,220
26	300,230	301,240	302,250	303,260	304,280	305,290	306,300	307,310	308,320	309,340	310,350	311,360
27	312,380	313,390	314,410	315,420	316,440	317,450	318,470	319,480	320,500	321,520	322,540	323,550
28	324,570	325,590	326,610	327,630	328,650	329,670	330,690	331,710	332,730	333,750	334,770	335,790
29	336,810	337,840	338,860	339,880	340,900	341,930	342,950	343,980	345,000	346,030	347,050	348,080
30	349,100	350,130	351,160	352,180	353,210	354,240	355,270	356,300	357,330	358,350	359,380	360,410
31	361,440	362,470	363,510	364,540	365,570	366,600	367,630	368,670	369,700	370,730	371,760	372,800
32	373,830	374,870	375,900	376,940	377,970	379,010	380,050	381,080	382,120	383,160	384,200	385,230
33	386,270	387,310	388,350	389,390	390,430	391,470	392,510	393,550	394,590	395,630	396,680	397,720
34	398,760	399,800	400,850	401,890	402,940	403,980	405,020	406,070	407,110	408,160	409,210	410,250
35	411,300	412,350	413,390	414,440	415,490	416,540	417,590	418,640	419,690	420,740	421,790	422,840
36	423,890	424,940	425,990	427,040	428,100	429,150	430,200	431,260	432,310	433,360	434,420	435,470
37	436,530	437,580	438,640	439,700	440,750	441,810	442,870	443,920	444,980	446,040	447,100	448,160
38	449,220	450,280	451,340	452,400	453,460	454,520	455,580	456,640	457,710	458,770	459,830	460,890
39	461,960	463,820	464,090	465,150	466,220	467,280	468,350	469,410	470,480	471,550	472,610	473,680
40	474,750	475,820	476,890	477,960	479,030	480,100	481,170	482,240	483,310	484,380	485,450	486,520
41	487,590	488,670	489,740	490,810	491,890	492,960	494,030	495,110	496,180	497,260	498,330	499,410
42	500,490	501,560	502,640	503,720	504,800	505,870	506,950	508,030	509,110	510,190	511,270	512,350
43	513,430	514,510	515,600	516,680	517,760	518,840	519,920	521,010	522,090	523,180	524,260	525,340
44	526,430	527,520	528,600	529,690	530,770	531,860	532,950	534,040	535,120	536,210	537,300	538,390
45	539,480	540,570	541,660	542,750	543,840	544,930	546,020	547,120	548,210	549,300	550,390	551,490
46	552,580	553,680	554,770	555,860	556,960	558,060	559,150	560,250	561,340	562,440	563,540	564,640
47	565,730	566,830	567,930	569,030	570,130	571,230	572,330	573,430	574,530	575,630	576,740	577,840
48	578,940	580,040	581,150	582,250	583,360	584,460	585,560	586,670	587,780	588,880	589,990	591,090
49	592,200	593,310	594,420	595,520	596,630	597,740	598,850	599,960	601,070	601,280	603,290	604,400

遺族給付金額表

(払方：月払

掛金：1,000円)

別表Ⅱ

(単位：円)

年/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	10,910	11,820	12,730	13,640	14,550	15,460	16,370	17,290	18,200	19,110	20,030	20,940
1	21,850	22,770	23,680	24,600	25,510	26,430	27,340	28,260	29,180	30,090	31,010	31,930
2	32,840	33,760	34,680	35,600	36,520	37,440	38,360	39,280	40,200	41,120	42,040	42,960
3	43,880	44,800	45,720	46,640	47,570	48,490	49,410	50,340	51,260	52,180	53,110	54,030
4	54,960	55,880	56,810	57,730	58,660	59,590	60,510	61,440	62,370	63,300	64,220	65,150
5	66,080	67,010	67,940	68,870	69,800	70,730	71,660	72,590	73,520	74,450	75,390	76,320
6	77,250	78,180	79,120	80,050	80,980	81,920	82,850	83,780	84,720	85,650	86,590	87,530
7	88,460	89,400	90,340	91,270	92,210	93,150	94,090	95,020	95,960	96,900	97,840	98,780
8	99,720	100,660	101,600	102,540	103,480	104,420	105,370	106,310	107,250	108,190	109,140	110,080
9	111,020	111,970	112,910	113,860	114,800	115,750	116,690	117,640	118,580	119,530	120,480	121,420
10	122,370	123,320	124,270	125,210	126,160	127,110	128,060	129,010	129,960	130,910	131,860	132,810
11	133,760	134,710	135,670	136,620	137,570	138,520	139,480	140,430	141,380	142,340	143,290	144,250
12	145,200	146,160	147,110	148,070	149,030	149,980	150,940	151,900	152,850	153,810	154,770	155,730
13	156,690	157,650	158,610	159,560	160,530	161,490	162,450	163,410	164,370	165,330	166,290	167,250
14	168,220	169,180	170,140	171,110	172,070	173,040	174,000	174,960	175,930	176,900	177,860	178,830
15	179,790	180,760	181,730	182,690	183,660	184,630	185,600	186,570	187,540	188,510	189,480	190,450
16	191,420	192,390	193,360	194,330	195,300	196,270	197,250	198,220	199,190	200,160	201,140	202,110
17	203,090	204,060	205,040	206,010	206,990	207,960	208,940	209,910	210,890	211,870	212,850	213,820
18	214,800	215,780	216,760	217,740	218,720	219,700	220,680	221,660	222,640	223,620	224,600	225,580
19	226,560	227,550	228,530	229,510	230,500	231,480	232,460	233,450	234,430	235,420	236,400	237,390
20	238,370	239,360	240,350	241,330	242,320	243,310	244,300	245,290	246,270	247,260	248,250	249,240
21	250,230	251,220	252,210	253,200	254,200	255,190	256,180	257,170	258,160	259,160	260,150	261,140
22	262,140	263,130	264,130	265,120	266,120	267,110	268,110	269,100	270,100	271,100	272,090	273,090
23	274,090	275,090	276,090	277,080	278,080	279,080	280,080	281,080	282,080	283,080	284,090	285,090
24	286,090	287,090	288,090	289,100	290,100	291,100	292,110	293,110	294,120	295,120	296,130	297,130
25	298,140	299,140	300,150	301,160	302,160	303,170	304,180	305,190	306,200	307,200	308,210	309,220
26	310,230	311,240	312,250	313,260	314,280	315,290	316,300	317,310	318,320	319,340	320,350	321,360
27	322,380	323,390	324,410	325,420	326,440	327,450	328,470	329,480	330,500	331,520	332,540	333,550
28	334,570	335,590	336,610	337,630	338,650	339,670	340,690	341,710	342,730	343,750	344,770	345,790
29	346,810	347,840	348,860	349,880	350,900	351,930	352,950	353,980	355,000	356,030	357,050	358,080
30	359,100	360,130	361,160	362,180	363,210	364,240	365,270	366,300	367,330	368,350	369,380	370,410
31	371,440	372,470	373,510	374,540	375,570	376,600	377,630	378,670	379,700	380,730	381,760	382,800
32	383,830	384,870	385,900	386,940	387,970	389,010	390,050	391,080	392,120	393,160	394,200	395,230
33	396,270	397,310	398,350	399,390	400,430	401,470	402,510	403,550	404,590	405,630	406,680	407,720
34	408,760	409,800	410,850	411,890	412,940	413,980	415,020	416,070	417,110	418,160	419,210	420,250
35	421,300	422,350	423,390	424,440	425,490	426,540	427,590	428,640	429,690	430,740	431,790	432,840
36	433,890	434,940	435,990	437,040	438,100	439,150	440,200	441,260	442,310	443,360	444,420	445,470
37	446,530	447,580	448,640	449,700	450,750	451,810	452,870	453,920	454,980	456,040	457,100	458,160
38	459,220	460,280	461,340	462,400	463,460	464,520	465,580	466,640	467,710	468,770	469,830	470,890
39	471,960	473,820	474,090	475,150	476,220	477,280	478,350	479,410	480,480	481,550	482,610	483,680
40	484,750	485,820	486,890	487,960	489,030	490,100	491,170	492,240	493,310	494,380	495,450	496,520
41	497,590	498,670	499,740	500,810	501,890	502,960	504,030	505,110	506,180	507,260	508,330	509,410
42	510,490	511,560	512,640	513,720	514,800	515,870	516,950	518,030	519,110	520,190	521,270	522,350
43	523,430	524,510	525,600	526,680	527,760	528,840	529,920	531,010	532,090	533,180	534,260	535,340
44	536,430	537,520	538,600	539,690	540,770	541,860	542,950	544,040	545,120	546,210	547,300	548,390
45	549,480	550,570	551,660	552,750	553,840	554,930	556,020	557,120	558,210	559,300	560,390	561,490
46	562,580	563,680	564,770	565,860	566,960	568,060	569,150	570,250	571,340	572,440	573,540	574,640
47	575,730	576,830	577,930	579,030	580,130	581,230	582,330	583,430	584,530	585,630	586,740	587,840
48	588,940	590,040	591,150	592,250	593,360	594,460	595,560	596,670	597,780	598,880	599,990	601,090
49	602,200	603,310	604,420	605,520	606,630	607,740	608,850	609,960	611,070	611,280	613,290	614,400

年金月額表 別表Ⅲ
(月払 1,000円)
(単位:円)

加入年数	年金月額
10	966
11	1,065
12	1,164
13	1,263
14	1,363
15	1,464
16	1,564
17	1,665
18	1,767
19	1,869
20	1,971
21	2,074
22	2,177
23	2,280
24	2,384
25	2,489
26	2,594
27	2,699
28	2,804
29	2,910
30	3,017
31	3,124
32	3,231
33	3,339
34	3,447
35	3,556
36	3,665
37	3,774
38	3,884
39	3,995
40	4,105
41	4,217
42	4,328
43	4,441
44	4,553
45	4,666
46	4,780
47	4,894
48	5,008
49	5,123
50	5,238
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****

(A-90-40)

据置額表 別表Ⅳ
(10,000円当)
(単位:円)

加入年数	据置額
1	10,040
2	10,080
3	10,120
4	10,160
5	10,201
6	10,242
7	10,283
8	10,324
9	10,365
10	10,407
11	10,448
12	10,490
13	10,532
14	10,574
15	10,617
16	10,659
17	10,702
18	10,745
19	10,787
20	10,831
21	10,874
22	10,917
23	10,961
24	11,005
25	11,049
26	11,093
27	11,138
28	11,182
29	11,227
30	11,272
31	11,317
32	11,362
33	11,408
34	11,453
35	11,499
36	11,545
37	11,591
38	11,638
39	11,684
40	11,731
41	11,778
42	11,825
43	11,872
44	11,920
45	11,967
46	12,015
47	12,063
48	12,112
49	12,160
50	12,209

(A-00-0.004-*~*)

別表Ⅴ-1-①
(引継退職給付金額 1,000,000円当)
(単位:円)

経過年数	第8条、第10条に定める金額
1	983,920
2	987,855
3	991,807
4	995,774
5	999,757
6	1,003,756
7	1,007,771
8	1,011,802
9	1,015,849
10	1,019,913
11	1,023,992
12	1,028,088
13	1,032,201
14	1,036,329
15	1,040,475
16	1,044,637
17	1,048,815
18	1,053,010
19	1,057,223
20	1,061,451
21	1,065,697
22	1,069,960
23	1,074,240
24	1,078,537
25	1,082,851
26	1,087,182
27	1,091,531
28	1,095,897
29	1,100,281
30	1,104,682
31	1,109,101
32	1,113,537
33	1,117,991
34	1,122,463
35	1,126,953
36	1,131,461
37	1,135,987
38	1,140,531
39	1,145,093
40	1,149,673
41	1,154,272
42	1,158,889
43	1,163,525
44	1,168,179
45	1,172,851
46	1,177,543
47	1,182,253
48	1,186,982
49	1,191,730
50	1,196,497

(A-00-0.004-0-0.02)

別表Ⅴ-1-②
(引受退職給付金額 1,000,000円当)
(単位:円)

経過年数	第8条、第10条に定める金額
1	982,936
2	986,867
3	990,815
4	994,778
5	998,757
6	1,002,752
7	1,006,763
8	1,010,790
9	1,014,833
10	1,018,893
11	1,022,968
12	1,027,060
13	1,031,168
14	1,035,293
15	1,039,434
16	1,043,592
17	1,047,766
18	1,051,957
19	1,056,165
20	1,060,390
21	1,064,632
22	1,068,890
23	1,073,166
24	1,077,458
25	1,081,768
26	1,086,095
27	1,090,440
28	1,094,801
29	1,099,181
30	1,103,577
31	1,107,992
32	1,112,424
33	1,116,873
34	1,121,341
35	1,125,826
36	1,130,329
37	1,134,851
38	1,139,390
39	1,143,948
40	1,148,523
41	1,153,118
42	1,157,730
43	1,162,361
44	1,167,010
45	1,171,678
46	1,176,365
47	1,181,071
48	1,185,795
49	1,190,538
50	1,195,300

(A-00-0.004-1000-0.02)

別表Ⅴ-2
(過去勤務一括掛金額 1,000,000円当)
(単位:円)

基本掛金払込年数	第17条、第19条に定める金額
1	982,936
2	986,867
3	990,815
4	994,778
5	998,757
6	1,002,752
7	1,006,783
8	1,010,790
9	1,014,833
10	1,018,893
11	1,022,968
12	1,027,060
13	1,031,168
14	1,035,293
15	1,039,434
16	1,043,592
17	1,047,766
18	1,051,957
19	1,056,165
20	1,060,390
21	1,064,632
22	1,068,890
23	1,073,166
24	1,077,458
25	1,081,768
26	1,086,095
27	1,090,440
28	1,094,801
29	1,099,181
30	1,103,577
31	1,107,992
32	1,112,424
33	1,116,873
34	1,121,341
35	1,125,826
36	1,130,329
37	1,134,851
38	1,139,390
39	1,143,948
40	1,148,523
41	1,153,118
42	1,157,730
43	1,162,361
44	1,167,010
45	1,171,678
46	1,176,365
47	1,181,071
48	1,185,795
49	1,190,538
50	1,195,300

(A-00-0.004-1000-0.02)